

## 介護職員処遇改善計画書（兼通知書）

通所介護事業部 社員 各位

株式会社日本エルダリーケアサービス

代表取締役 櫻井 紀之

介護職員処遇改善加算に基づき支給された給付金を、下記のとおり支給します。

## 記

## 1 給付金支給対象者及び金額

区分	職種	項目	月額支給額	一時金支給
正社員	通所介護業務に従事する職種 ※介護主任は除く	① 処遇改善手当	15,000 円/月	—
		② 一時金（人事評価）	—	10月・4月
		③ 一時金（その他）	—	10月・4月
	介護主任	④ 職務加算手当	25,000 円/月	—
		② 一時金（人事評価）	—	10月・4月
		③ 一時金（その他）	—	10月・4月
有期社員	非常勤介護職員	① 処遇改善手当	150 円/時間	—
		② 一時金（人事評価）	—	10月・4月

※ 介護職員処遇改善加算に基づき支給された給付金より、上記の支給に伴い増加する法定福利費（会社負担分）を控除した額（以下、処遇改善加算支給額という）を支給する。

## 2 項目詳細

- ① 処遇改善手当 : 正社員に対して月額を一律支給し、有期社員に対して労働時間×150円を支給する。  
また、有期社員は各月の所定労働時間を上限とし、超過勤務時間は算定しない。
- ② 一時金（人事評価） : 処遇改善加算支給額のうち平成29年改正による利率増加分については、半期毎に人事考課を行い、一時金として支給する。
- ③ 一時金（その他） : 処遇改善加算支給額より①・②・④を控除し残った額について一時金として支給する。
- ④ 職務加算手当 : 介護主任に対して職務加算手当として支給する。

## 3 給付金の支給対象となる対象月及び支給月

対象月：2022年4月～2023年3月 支給月：2022年5月～2023年4月

月額支給額は、対象月の翌月の給与にて支給し、一時金は下記のとおり支給する。

※2022年10月25日(対象月2021年4月～9月分)・2023年4月25日(対象月2022年10月～2023年3月分)

## 4 留意事項

上記支給項目や金額について、介護保険法や会社の動向により変更する可能性があるが、変更時は事前に通知する。

一時金の支給については、一時金支給月に給与支給対象である者に限る。また、対象期間中に懲罰対象となった社員は、原則一時金支給の対象外とする。

尚、職場環境等要件については、ホームページに掲載するものとする。

以上